

電子委任状の普及の促進に関する法律案の概要

電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図るため、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定の制度を設ける等の措置を講ずる。

主な規定

- 電子委任状等の定義
 - ・「電子委任状」とは、電子契約の一方の当事者となる事業者（法人にあっては、その代表者）が当該事業者の使用人その他の関係者に代理権を与えた旨を表示する電磁的記録をいう。
 - ・「電子委任状取扱業務」とは、代理権授与を表示する目的で、電子契約の一方の当事者となる事業者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、電子委任状を保管し、当該電子契約の他方の当事者となる者又はその使用人その他の関係者に対し、当該電子委任状（当該事業者が法人である場合にあっては、委任者として記録された当該法人の代表者が当該法人の代表権を有していることを確認している旨を表示する電磁的記録を含む。）を提示し、又は提出する業務をいう。
- 電子委任状の普及に関する指針
主務大臣（総務大臣及び経済産業大臣）は、電子委任状の普及に関する指針を定めるものとする。
- 電子委任状取扱業務の認定
電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、当該電子委任状取扱業務が指針に適合するものであることの認定を受けることができることとする。
- 電気通信事業法の特例
電子委任状取扱業務を営み、営もうとする者が当該電子委任状取扱業務について認定を受けたときは、当該電子委任状取扱業務のうち電気通信事業の登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしなければならないものについては、これらの登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす等の措置を講ずる。
- 認定を受けた旨の表示
認定を受けた者は、認定に係る業務が認定を受けている旨の表示を付することができることとし、認定を受けた者以外の者が当該表示又はこれと紛らわしい表示を付することを禁止する。
- その他
上記のほか、電子委任状の普及のための所要の措置を定める。

電子委任状の普及の促進に関する法律案要綱

第一 目的

(第一条関係)

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約に関する書類の作成、保存等の業務を行う事業者の増加、情報通信ネットワークを通じて伝達される情報の安全性及び信頼性の確保に関する技術の向上その他の電子契約を取り巻く環境の変化の中で、電子委任状の信頼性が確保されることが電子契約における課題となっていることに鑑み、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定の制度を設けること等により、電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図ることを目的とすること。

第二 定義

(第二条関係)

一 この法律において「電子委任状」とは、電子契約の一方の当事者となる事業者（法人にあつては、その代表者。四の1において同じ。）が当該事業者の使用人その他の関係者に代理権を与えた旨（三において「代理権授与」という。）を表示する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚

によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。二及び三において同じ。）をいうものとする。

二 この法律において「電子契約」とは、事業者が一方の当事者となる契約であつて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約書に代わる電磁的記録が作成されるものをいうものとする。

三 この法律において「電子委任状取扱業務」とは、代理権授与を表示する目的で、電子契約の一方の当事者となる事業者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、電子委任状を保管し、当該電子契約の他方の当事者となる者又はその使用人その他の関係者に対し、当該電子委任状（当該事業者が法人である場合にあつては、委任者として記録された当該法人の代表者が当該法人の代表権を有していることを確認している旨を表示する電磁的記録を含む。）を提示し、又は提出する業務をいうものとする。

四 この法律において「特定電子委任状」とは、次のいずれにも該当する電子委任状をいう。

1 電子委任状に記録された情報について次に掲げる措置が行われているものであること。

(一) 電子委任状に委任者として記録された事業者による電子署名及び認証業務に関する法律第二条

第一項に規定する電子署名（同法第八条に規定する認定認証事業者又は同法第十五条第二項に規定する認定外国認証事業者によりその認定に係る業務として同法第二条第二項の規定による証明が行われるものその他これに準ずるものとして主務省令で定めるものに限る。）

(二) (一)に掲げるもののほか、当該情報が当該電子委任状に委任者として記録された事業者の作成に係るものであるかどうか及び当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができる措置として主務省令で定める措置

2 電子委任状に記録された情報が第三の一に規定する基本指針において定められた第三の二の3に規定する記録方法の標準に適合する方法で記録されているものであること。

第三 基本指針

(第三条関係)

一 主務大臣は、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

二 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 電子委任状の普及の意義及び目標に関する事項

2 電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるための施策に関する基本的な事項

3 電子委任状に記録される情報の記録方法の標準その他電子委任状の信頼性の確保及び利便性の向上のための施策に関する基本的な事項

4 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者の電子委任状取扱業務の実施の方法について第五の一の認定の基準となるべき事項

5 その他電子委任状の普及を促進するために必要な事項

三 主務大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。

第四 国等の責務

(第四条関係)

一 国は、広報活動等を通じて、電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるよう努めなければならないものとする。

二 国は、電子契約及び電子委任状に関する内外の動向の調査及び分析を行い、電子契約の当事者その他の関係者に対して当該調査により得られた情報及び当該分析の結果を提供するよう努めなければならないものとする。

三 国及び地方公共団体は、自らが一方の当事者となる電子契約において他方の当事者となる事業者の電子委任状の利用を促進するために必要な施策の推進に努めなければならないものとする。

四 国は、地方公共団体が実施する三の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

第五 電子委任状取扱業務の認定等

一 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、主務大臣の認定を受けることができるものとする。

(第五条第一項関係)

二 主務大臣は、一の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電子委任状取扱業務が次のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

(第五条第三項関係)

1 その取り扱う電子委任状が専ら特定電子委任状であること。

2 その実施の方法が基本指針において定められた第三の二の4に掲げる事項に適合していること。

三 この法律の規定により刑に処せられた者、一の認定を取り消された者、法人若しくは団体であつて、その業務を行う役員がそれらのいずれかに該当するもの又は申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、電気通信事業法の登録若しくは変更登録を受けなければならない場合において、同法の欠格事由に該当する者は、認定を受けることができないものとする。 (第五条第四項関係)

四 一の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失うものとする。 (第六条関係)

五 承継、変更の認定、変更の届出、廃止の届出及び認定の取消しに係る手続について規定するものとする。 (第七条から第九条まで及び第十二条関係)

六 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者が、一の認定を受けた場合又は五の変更の認定を受けた場合において、当該認定に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、電気通信事業法の登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしなければならぬときは、当該者は、当該登録若しくは当該変更登録を受け、又は当該届出をしたものとみなすものとする。 (第十条関係)

七 認定電子委任状取扱事業者は、その認定に係る電子委任状取扱業務の用に供する特定電磁的記録等に、主務省令で定めるところにより、当該業務が認定を受けている旨の表示を付することができるものとする。何人も、それ以外の場合には、特定電磁的記録等に、その表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないものとする。

(第十一条関係)

第六 雑則

一 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子委任状取扱事業者に対し、その認定に係る電子委任状取扱業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定電子委任状取扱事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る電子委任状取扱業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(第十三条関係)

二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定めるものとする。

(第十四条関係)

三 この法律における主務大臣は、総務大臣及び経済産業大臣とすること。

(第十五条関係)

第七 罰則

(第十六条から第十九条まで関係)

この法律の規定によらずに第五の一の認定を受けている旨の表示をした者は処罰されるものとするこ
とその他必要な処罰規定を設けるものとする。

第八 附則

一 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するも
のとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置等について定めること。

三 その他所要の改正を行うこと。

電子委任状の普及の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本指針等（第三条・第四条）

第三章 電子委任状取扱業務の認定等（第五条―第十二条）

第四章 雑則（第十三条―第十五条）

第五章 罰則（第十六条―第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約に関する書類の作成、保存等の業務を行う事業者の増加、情報通信ネットワークを通じて伝達される情報の安全性及び信頼性の確保に関する技術の向上その他の電子契約を取り巻く環境の変化の中で、電子委任

状の信頼性が確保されることが電子契約における課題となっていることに鑑み、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定の制度を設けること等により、電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電子委任状」とは、電子契約の一方の当事者となる事業者（法人にあつては、その代表者。第四項第一号において同じ。）が当該事業者の使用人その他の関係者に代理権を与えた旨（第三項において「代理権授与」という。）を表示する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項及び第三項において同じ。）をいう。

2 この法律において「電子契約」とは、事業者が一方の当事者となる契約であつて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約書に代わる電磁的記録が作成されるものをいう。

3 この法律において「電子委任状取扱業務」とは、代理権授与を表示する目的で、電子契約の一方の当事者となる事業者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、電子委任状を保管し、当該電子契約の他方の当事者となる者又はその使用人その他の関係者に対し、当該電子委任状（当該事業者が法人である場合にあつては、委任者として記録された当該法人の代表者が当該法人の代表権を有していることを確認している旨を表示する電磁的記録（第十一条第一項において「代表権の確認に関する電磁的記録」という。）を含む。）を提示し、又は提出する業務をいう。

4 この法律において「特定電子委任状」とは、次の各号のいずれにも該当する電子委任状をいう。

一 電子委任状に記録された情報について次に掲げる措置が行われているものであること。

イ 電子委任状に委任者として記録された事業者による電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名（同法第八条に規定する認定認証事業者又は同法第十五条第二項に規定する認定外国認証事業者によりその認定に係る業務として同法第二条第二項の規定による証明が行われるものその他これに準ずるものとして主務省令で定めるものに限る。）

ロ イに掲げるもののほか、当該情報が当該電子委任状に委任者として記録された事業者の作成に係る

ものであるかどうか及び当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができる措置として主務省令で定める措置

二 電子委任状に記録された情報が次条第一項に規定する基本指針において定められた同条第二項第三号に規定する記録方法の標準に適合する方法で記録されているものであること。

第二章 基本指針等

(基本指針)

第三条 主務大臣は、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 電子委任状の普及の意義及び目標に関する事項

二 電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるための施策に関する基本的な事項

三 電子委任状に記録される情報の記録方法の標準その他電子委任状の信頼性の確保及び利便性の向上の

ための施策に関する基本的な事項

四 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者の電子委任状取扱業務の実施の方法について第五条第一項の認定の基準となるべき事項

五 その他電子委任状の普及を促進するために必要な事項

3 主務大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国等の責務)

第四条 国は、広報活動等を通じて、電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるよう努めなければならない。

2 国は、電子契約及び電子委任状に関する内外の動向の調査及び分析を行い、電子契約の当事者その他の関係者に対して当該調査により得られた情報及び当該分析の結果を提供するよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、自らが一方の当事者となる電子契約において他方の当事者となる事業者の電子

委任状の利用を促進するために必要な施策の推進に努めなければならない。

- 4 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 電子委任状取扱業務の認定等

(電子委任状取扱業務の認定)

第五条 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書
その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 申請に係る電子委任状取扱業務の範囲及びその実施の方法

- 三 申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、次のイからニまでに掲げる場合に該当する場合には、それぞれイからニまでに定める事項

- イ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けなければならない場合 同法

第十条第一項第二号及び第三号の事項

ロ 電気通信事業法第十三条第一項の変更登録を受け、又は同条第四項の届出をしなければならない場合
合 同法第十条第一項第二号又は第三号の事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの

ハ 電気通信事業法第十六条第一項の届出をしなければならない場合 同項第二号及び第三号の事項
ニ 電気通信事業法第十六条第三項の届出をしなければならない場合 同条第一項第二号又は第三号の事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電子委任状取扱業務が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 その取り扱う電子委任状が専ら特定電子委任状であること。

二 その実施の方法が基本指針において定められた第三条第二項第四号に掲げる事項に適合していること。
4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から

二年を経過しない者

二 第十二条第一項の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、電気通信事業法第九条の登録又は同法第十三条第一項の変更登録を受けなければならない場合において、同法第十二条第一項各号のいずれかに該当する者

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(認定の更新)

第六条 前条第一項の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項（第三号を除く。）、第三項及び第四項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、前項の認定の更新について準用する。

3 主務大臣は、第一項の規定により前条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を公示しなければ

ばならない。

(承継)

第七条 第五条第一項の認定を受けた者（以下「認定電子委任状取扱事業者」という。）が当該認定に係る電子委任状取扱業務を行う事業の全部を譲渡し、又は認定電子委任状取扱事業者について相続、合併若しくは分割（当該認定に係る電子委任状取扱業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定電子委任状取扱事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が同条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により認定電子委任状取扱事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(変更の認定等)

第八条 認定電子委任状取扱事業者は、第五条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第五条第二項(第三号ハを除く。)、第三項及び第四項(第二号を除く。)の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては、変更に係るものに限る。)」と読み替えるものとする。

3 認定電子委任状取扱事業者は、第五条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、第一項の変更の認定をしたとき、又は前項の規定による届出(第五条第二項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(廃止の届出)

第九条 認定電子委任状取扱事業者は、その認定に係る電子委任状取扱業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(電気通信事業法の特例)

第十条 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者が、第五条第一項の認定を受けた場合において、当該認定に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、電気通信事業法第九条の登録若しくは同法第十三条第一項の変更登録を受け、又は同条第四項若しくは同法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしななければならないときは、当該者は、当該登録若しくは当該変更登録を受け、又は当該届出をしたものとみなす。

2 認定電子委任状取扱事業者が、第八条第一項の変更の認定を受けた場合において、当該変更の認定に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり、電気通信事業法第九条の登録若しくは同法第十三条第一項の変更登録を受け、又は同条第四項若しくは同法第十六条第三項の届出をしなければならないときは、当該認定電子委任状取扱事業者は、当該登録若しくは当該変更登録を受け、又は当該届出をしたものとみなす。

(表示)

第十一条 認定電子委任状取扱事業者は、その認定に係る電子委任状取扱業務の用に供する特定電磁的記録等（代表権の確認に関する電磁的記録その他の電子委任状取扱業務の用に供するものとして主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る電子委任状取扱業務が第五条第一項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、特定電磁的記録等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十二条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 第五条第一項の認定に係る電子委任状取扱業務が同条第三項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- 二 認定電子委任状取扱事業者が第五条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 認定電子委任状取扱事業者が第八条第一項の規定に違反して、第五条第二項第二号に掲げる事項を變

更したとき。

四 認定電子委任状取扱事業者が前条第二項の規定に違反したとき。

五 認定電子委任状取扱事業者が不正の手段により第五条第一項の認定、第六条第一項の認定の更新又は第八条第一項の変更の認定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により第五条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

第十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子委任状取扱事業者に対し、その認定に係る電子委任状取扱業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定電子委任状取扱事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る電子委任状取扱業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない

らない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣等)

第十五条 この法律における主務大臣は、総務大臣及び経済産業大臣とする。

2 この法律における主務省令は、総務大臣及び経済産業大臣が共同で発する命令とする。

第五章 罰則

第十六条 第十一条第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して、第五条第二項第二号に掲げる事項を変更した者

二 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁

をした者

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第十九条 第七条第二項、第八条第三項又は第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第三条の規定の例により、基本指針を定めることができる。

2 前項の規定により定められた基本指針は、この法律の施行の日において第三条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十一号中

五十一 電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関
録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録

五十一 電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録

の登

を

(注) 電子委任状の普及の促進に関する法律(平成二十九年法律第 号)

第十条第一項又は第二項(電気通信事業法の特例)の規定により電気通信

事業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第

五条第一項(電子委任状取扱業務の認定)の規定による認定電子委任状取

扱事業者の認定又は同法第八条第一項(変更の認定等)の規定による認定

電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。

に改

め、同表第五十三号の次に次の一号を加える。

五十三の二 認定電子委任状取扱事業者の認定

電子委任状の普及の促進に関する法律第五条第一項(電子委任状

認定件数

一件につき九万円

取扱業務の認定)の認定電子委任状取扱事業者の認定(更新の認

定を除く。)

理由

電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図るため、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電子委任状の普及の促進に関する法律案新旧対照条文

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
<p>一〇五十の三（略）</p>			<p>一〇五十の三（同上）</p>		
<p>五十一 電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録 （注）電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第 号）第十条第一項又は第二項（電気通信事業法の特例）の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の規定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第八条第一項（変更の認定等）の規定による認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。</p>			<p>五十一 電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録</p>		
<p>（一）電気通信事業法（昭和五十</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき</p>	<p>（一）（同上）</p>	<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p>

五十四～百六十(略)	<p>電子委任状の普及の促進に関する法律第五条第一項(電子委任状取扱業務の認定)の認定電子委任状取扱事業者の認定(更新の認定を除く。)</p>	認定件数	一件につき 九万円
		五十三の二 認定電子委任状取扱事業者の認定	
五十二・五十三(略)	<p>(三) 電気通信事業法第八十六条第一項(登録認定機関の登録)の登録認定機関の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき 九万円
		<p>(二) 電気通信事業法第八十五条の二第一項(登録講習機関の登録)の登録講習機関の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数 一件につき 九万円
五十四～百六十(同上)	(新設)	五十二・五十三(同上)	
			<p>(二) (同上)</p> <p>(三) (同上)</p>
			<p>(同上)</p> <p>(同上)</p>
			<p>(同上)</p> <p>(同上)</p>

電子委任状の普及の促進に関する法律案 参照条文

目次

○電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）（抄）	1
○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）	2
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	4

○電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。

3 この法律において「特定認証業務」とは、電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。

（認定）

第四条 特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請に係る業務の用に供する設備の概要

三 申請に係る業務の実施の方法

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（承継）

第八条 第四条第一項の認定を受けた者（以下「認定認証事業者」という。）がその認定に係る業務を行う事業の全部を譲渡し、又は認定認証事業者について相続、合併若しくは分割（その認定に係る業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定認証事業者の地位を承継する。ただし、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人が第五条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（認定）

第十五条 外国にある事務所により特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

2 第四条第二項及び第三項並びに第五条から第七条までの規定は前項の認定に、第八条から第十三条までの規定は同項の認定を受けた者（以下「認定外国認証事業者」という。）に準用する。この場合において、同条第二項中「何人も」とあるのは、「認定外国認証事業者は」と読み替えるものとする。

- 3 主務大臣は、第一項の認定若しくはその更新又は前項において準用する第九条第一項の変更の認定を受けようとする者が外国の法令に基づく認証業務に関する制度で第四条第一項の認定の制度に類するものに基づいて当該外国にある事務所により認証業務を行う者である場合であつて、我が国が当該外国と締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するために必要があると認めるときは、それらの方者に対して、前項において準用する第六条第二項（前項において準用する第七条第二項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査に代えて、主務省令で定める事項を記載した書類の提出をさせることができる。
- 4 前項の場合において、これらの者から当該書類の提出があつたときは、主務大臣は当該書類を考慮して第一項の認定若しくはその更新又は第二項において準用する第九条第一項の変更の認定のための審査を行わなければならない。

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいう。
- 三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。
- 五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。
- 六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

（電気通信事業の登録）

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合
- 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第七条第二項第六号に規定する基幹放送に加えて

基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 業務区域

三 電気通信設備の概要

2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しな

ければならない。

(登録の実施)

第十一条 総務大臣は、第九条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次の事項を電気通信事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号

2 総務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
(登録の拒否)

第十二条 総務大臣は、第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者

2 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。
(変更登録等)

第十三条 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならぬ。

3 第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第十一条第一項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第十二条第一項中「第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第二号を除く。）」と読み替えるものとする。

4 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第一号の事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(登録の取消し)

第十四条 総務大臣は、第九条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条の登録を取り消すことができる。

一 当該第九条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第九条の登録、第十二条の二第一項の登録の更新又は前条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(電気通信事業の届出)

第十六条 電気通信事業を営もうとする者(第九条の登録を受けるべき者を除く。)は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 業務区域

三 電気通信設備の概要(第四十四条第一項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)

2 前項の届出をした者は、同項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第一項の届出をした者は、同項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第一項の届出をした者は、第四十一条第三項の規定により新たに指定をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日から一月以内に、第一項第三号の事項を総務大臣に届け出なければならない。

○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)

(課税の範囲)

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。

(課税標準及び税率)

第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇五十の三 (略)		
五十一 電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録	登録件数	一件につき十五万円
(-) 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条(電気通信事業の登録)の電気通信事業者の登録(更新の登録を除く。)又は同法第十三条第一項(変更登録等)の変更登録(同法第十条第一項第二号(電気通信		

<p>事業の登録)の業務区域の増加に係るものに限る。)</p> <p>(二) 電気通信事業法第八十五条の二第一項(登録講習機関の登録)の登録講習機関の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(三) 電気通信事業法第八十六条第一項(登録認定機関の登録)の登録認定機関の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>五十二 (略)</p>		
<p>五十三 電子署名に係る認定認証事業者又は認定外国認証事業者の認定</p> <p>(一) 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第四条第一項(認定)の認定認証事業者の認定(更新の認定を除く。)</p> <p>(二) 電子署名及び認証業務に関する法律第十五条第一項(認定)の認定外国認証事業者の認定(更新の認定を除く。)</p>	<p>認定件数</p> <p>認定件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>五十四く百六十 (略)</p>		